

平成30年度 監査報告書

令和1年5月24日

社会福祉法人 法延会
理事長 古屋野 順友 様

監事 向井 茂則
監事 上原 敬夫

社会福祉法人法40条に基づき、平成30年度の監査結果について、次のとおり報告します。

記

1. 実施日時 令和1年5月24日 9時～12時
2. 実施場所 静山荘 軽井沢町大字追分 1710 番地 1
3. 立会人等 理事長 古屋野 順友 事務長 寺島 公乃
軽井沢学園施設長 小宮山 英一 施設長補佐 高根 英貴
4. 監査意見

高齢者部門について

- ・ グループホームが定員9名になったが、新体制で順調に運営されたことは非常に喜ばしい。引き続き円滑な運営に努めていただきたい。
- ・ 宅老所の稼働率が回復し、前年度より向上したことは、今後の事業展開に向けても明るい兆しである。建物の老朽化と設備の改善という課題があるようなので、今後の事業計画を検討し、より一層のサービス向上を目指していただきたい。
- 軽井沢学園について
- ・ 入所児童の減少が加速している現在、地域里親家庭サポートセンター「スマイル」の開設は、家庭養育優先原則という国の方針に則しており、児童養護施設の新たな取り組みとして期待している。
- ・ 当法人から野球の日本代表選手が選ばれたことは大変喜ばしい事であり、他の入所児童の励みにもなっている。様々な活動を通じ子どもたちが社会と接点を持つことは健全な発達を促すうえでも大変重要である。
- ・ 各種加算制度や補助事業の積極活用により職員の待遇改善や施設運営の安定化に努めている。児童の生活の質を落とすことなく、引き続き努力されたい。

5. 監査結果

事業報告及びその付属明細書は、法令及び定款に従い、状況を正しく示しているものと認めます。事業報告に記載されている財務及び事業の方針については、計算書類及びその付属明細書の監査の結果、指摘すべき事項は認められません。
よって事務執行、法人の財産管理ともに適正であると認定します。

以上